

清涼飲料水(化学物質)の評価に係る優先順位について

清涼飲料水(化学物質)の規格基準の改正に係る食品健康影響評価にあたっては、知見収集済み物質より、合同WGで調査審議を行うこととしている。その他の物質については、知見収集し終わったものから順次着手することを基本とするが、国民の健康保護の観点から、優先順位を検討することとした。

ミネラルウォーター類の摂取により人の健康上問題となる物質は、原水等に含まれる汚染物質及び原水や容器等を消毒した際に生成する消毒副生成物であり、水道水で懸念される物質と同様と考えられる。

また、厚生労働省の評価優先順位については、水道法の水質基準(人の健康保護の観点から水道水が満たしていなければならない基準)に該当する物質であって、かつ、食品衛生法に基づく清涼飲料水の基準がない物質を優先することとしている。

このことから、厚生労働省の評価優先順位に準じ、次のとおりとしたい。

(1) 評価優先物質として、「知見収集済み物質」

- ・ 知見を収集し終えた物質〔16物質〕
- ・ 食品安全委員会においてリスク評価済み物質〔3物質〕

(2) 上記以外、「その他の物質」についての優先順位は、次のとおりとする。

- | | |
|------|---|
| 優先順位 | 水道法の水質基準が定められているものであって、かつ、食品衛生法に基づく清涼飲料水の基準がないもの〔12物質〕 |
| 優先順位 | 水道法の水質基準が定められているものであって、かつ、食品衛生法の清涼飲料水(ミネラルウォーター類等を除く。)の基準がないもの〔2物質〕 |
| 優先順位 | 水道法の水質管理目標が定められているものであって、かつ、食品衛生法に基づく清涼飲料水の基準がないもの〔5物質〕 |
| 優先順位 | 現行の食品衛生法で、清涼飲料水の基準が定められているもの〔10物質〕 |

(3) 現行で清涼飲料水の基準がある物質等においても、今後、国際的機関が、新たな知見により評価を改正した物質等については、適宜優先するものとする。

(参考) 知見収集済み物質及びその他の物質の優先順位

(1) 知見収集済み物質

<p>知見を収集し終えた物質 (16 物質)</p> <p>四塩化炭素、1,4 - ジオキサン、1,1 - ジクロロエチレン、 シス - 1,2 - ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、 1,2 - ジクロロエタン、トランス - 1,2 - ジクロロエチレン、 1,1,2 - トリクロロエタン、トルエン、塩素酸、ジクロロアセトニトリル、 抱水クロラル、塩素(残留塩素)、1,1,1 - トリクロロエタン、 メチル - t - ブチルエーテル</p> <p>食品安全委員会においてリスク評価済み物質 (3 物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銅、亜塩素酸、二酸化塩素 <p>(グルコン酸銅、亜塩素酸ナトリウム・・・添加物専門調査会において審議済)</p>
--

(2) その他の物質

<p>優先順位 (12 物質)</p>	<p>水道法の水質基準が定められているものであって、かつ、食品衛生法に基づく清涼飲料水の基準がないもの</p> <p>トリクロロエチレン、ベンゼン、臭素酸、クロロホルム、 ジブromokクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、 総トリハロメタン、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、 ホルムアルデヒド</p>
<p>優先順位 (2 物質)</p>	<p>水道法の水質基準が定められているものであって、かつ、食品衛生法の清涼飲料水 (ミネラルウォーター類等を除く。) の基準がないもの</p> <p>セレン、ほう素</p>
<p>優先順位 (5 物質)</p>	<p>水道法の水質管理目標が定められているものであって、かつ、食品衛生法に基づく清涼飲料水の基準がないもの</p> <p>アンチモン、ウラン、ニッケル、フタル酸ジ (2 - エチルヘキシル)、 亜硝酸性窒素</p>
<p>優先順位 (10 物質)</p>	<p>現行の食品衛生法で、清涼飲料水の基準が定められているもの</p> <p>カドミウム、クロム (6 価)、水銀、鉛、ヒ素、シアン、 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、ふっ素、マンガ、バリウム</p>